

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年6月10日（水）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和2年度3回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和2年6月10日(水)午後3時00分から午後5時00分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項第1号による農用地利用集積計画の取消しについて
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 議案第4号 非農地証明について
- (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
- (6) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (7) 報告第2号 許可不要転用届について

2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(1人)

4番 新川 栄二

(2) 欠席委員(8人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣	7番 紫藤 淳
8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸	

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 前田 洋嗣(欠席)

農地集積専門員 高山 勇

令和元年度第2回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中1名の出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に2番 河北委員 4番 堀川委員をお願いします。
本日の会議書記に農政課職員の高山参事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書の1ページ、番号1について説明いたします。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字川久保2004番1

地 目：田

転用面積：523㎡

転用目的は、個人住宅です。

権利は、使用貸借権の設定による転用です。

この議案につきましては、現地調査を6月1日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりのある一段の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆4番推進委員
（新川）

議案第1号の番号1について、4番推進委員が説明します。

本申請地は、西側に10ha以上の広がりのある農地であります。事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、南側は町道、北側は宅地、東側に一部農地が残りますが、宅地へ転用することによって他に影響を与えることはないと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第1号 番号2を説明します。
議案書の1ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：新山2丁目3190番93 外1筆
地 目：畑
転用面積：合計619㎡
転用目的は、農家住宅です。
権利は、使用貸借権の設定による転用です。

この議案につきましても同じく、現地調査を6月1日（月）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。
（水道、下水道の2管が埋設されている沿道であり、申請地の500m以内に病院等の2つ以上の施設が存する区域）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありません

でした。

当該農地はガス・水道・下水道の２種類以上が埋設されている建築基準法上の指定を受けた道路の沿道であり、申請地の５００ｍ以内に病院等の２つ以上の施設が存する区域の第３種農地と判断し、原則転用可能と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆６番委員

(内藤)

議案第１号の番号２について、６番委員が説明します。

本申請地は、北側が町道に面しており、南側に農地の広がりがありますが、１０ha未満の小規模なものであり、事務局から説明がありましたとおり、第３種農地の要件を有する農地であります。周辺部においても宅地化が著しく、宅地へ転用することによって他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第１号の番号２の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第１号の番号２は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第１号 番号３を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第１号 番号３を説明します。

議案書の１ページです。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字北島２００９番１

地 目：畑

転用面積：1, 249㎡

転用目的は、建築条件付き売買予定地（4区画）です。

権利は、所有権の移転による転用です。

この議案につきましても同じく、現地調査を6月1日（月）に実施していません。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P12をご覧ください

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

（水道、下水道の2管が埋設されている沿道であり、申請地の500m以内に病院、保育園の2つ以上の施設が存する区域）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は南西側に10ha以上の広がりのある第1種農地に該当しますが、ガス・水道・下水道の2種類以上が埋設されている建築基準法上の指定を受けた道路の沿道であり、申請地の500m以内に病院、保育園の2つ以上の施設が存する区域の第3種農地の要件も備えていますので、「第3種農地」と判断し、原則転用可能と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番委員
（可村）

議案第1号の番号3について、8番委員が説明します。

本申請地は、南西側に10ha以上の広がりのある農地であります。事務局から説明がありましたとおり、集落内開発地域に属しているとともに、第3種農地の要件も備えており、北側は町道、東側は宅地、西側に農地が残りますが、宅地へ転用することによって他に影響を与えることはないと思われ

ますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第1号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項第1号の規定による農地利用集積計画の取消しについて」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項第1号の規定による農用地利用集積計画の取消しになります。
本件につきましては、令和2年4月10日の農業委員会で意見決定されたものであり、4月15日付け菊陽町公告第18号により公告され、効力が発生しているものです。

内容は、「所有権移転」を行い、当該申請農地を「利用権設定」により貸し付けるものでありますが、譲渡人である土地の名義人が4月農業委員会時は「父親」の名義のままで相続されておらず、名義人に誤りがあるため、4月に公告された農用地利用集積計画から議案第2号の利用権設定「番号1」と所有権移転「番号1」を取り消すものです。

なお、現在は当該農地の名義は相続された方に代わっており、議案第3号にて再度利用権設定、所有権移転の意見決定を行うものです。
以上で説明を終わります。

◎議 長

説明が終わりました。4月の農用地利用集積計画から一度取消し、次の議案第3号にて再度意見決定を求めるとのことです。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

採決を行います。

議案第2号の利用権設定及び所有権移転を4月の農用地利用集積計画から取

消すことに賛成される委員の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和2年5月29日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP3～5をご覧ください。

今月は、

1の利用権設定が7件の11筆で合計面積26,968.00㎡と

2の所有権移転が4件の5筆で合計面積10,131㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定及び2の所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号の番号1「非農地証明願について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

■事務局

非農地証明願について説明します。
議案書の6ページをご覧ください。

申請者は議案書のとおりです。
申請地：原水字中尾上2914番2
地目：畑
現況：宅地
面積：79㎡

この議案につきましても、先程と同じく現地調査を6月1日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P16をご覧ください。

申請地は昭和52年12月20日から西鉄工所の事業用地として43年間使用されており、現況が宅地となっていること。また、周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地とすることが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員
(堀川)

議案第4号の番号1について、4番委員が説明します。
本申請地は、事務局からの説明のとおり、宅地化されて43年が経過しており、農地の用を呈しておらず、農地として復元できる状態ではありません。また耕作を行えるような農地ではないと認められます。非農地とすることにより、周辺農家及び農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第4号の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

全員賛成です。
よって議案第4号の番号1は、「非農地化相当」と決定します。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 別紙資料により、鍋島事務局長が説明。

◎議長 議案の説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第5号の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案第5号は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書の7ページをお願いします。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書の8ページをお願いします。許可不要転用届出であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後 4 時 2 5 分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和元年 6 月 1 0 日

会 長

議事録署名人

議事録署名人